立入禁止区域

南信－３

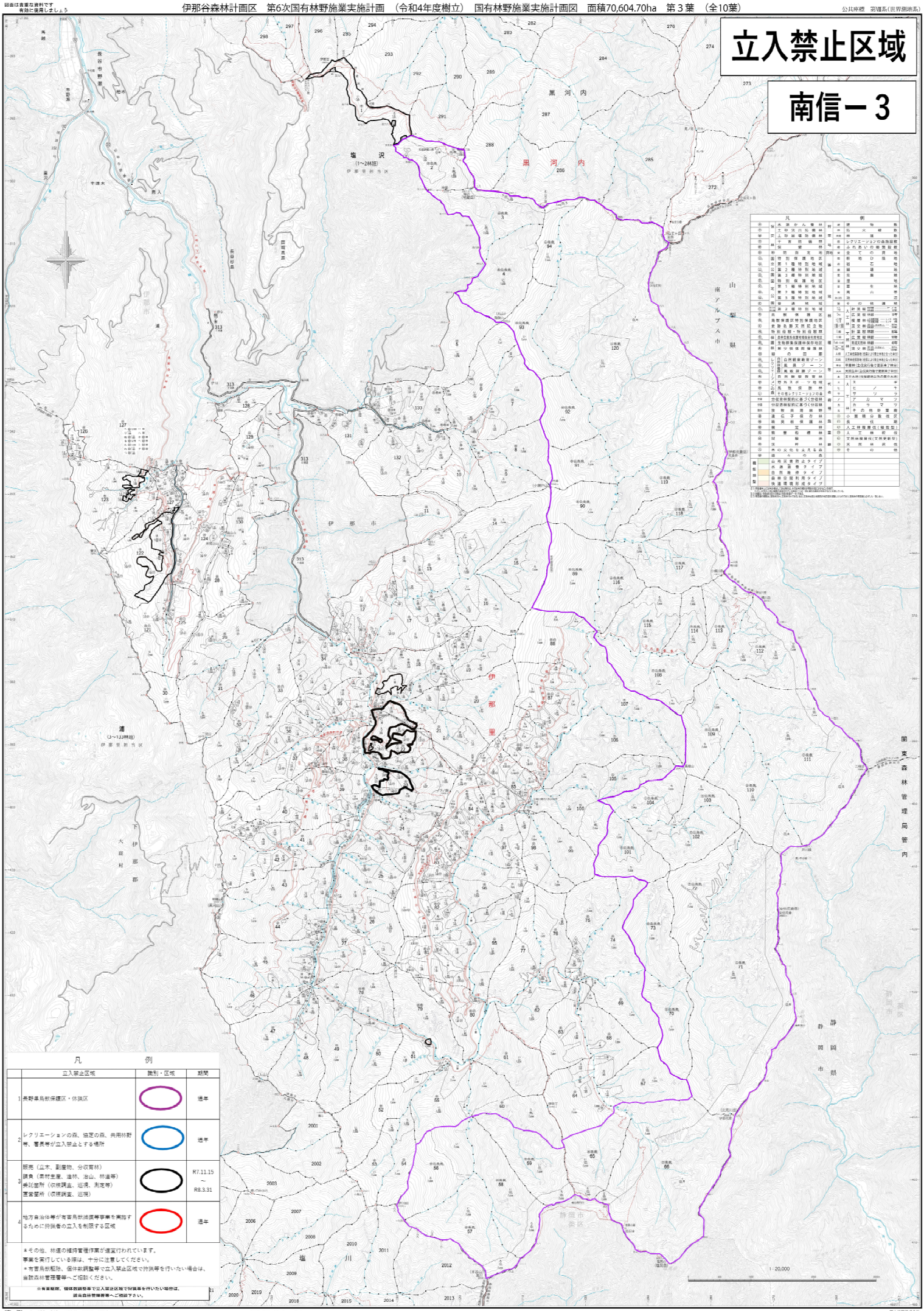

凡　例

	立入禁止区域	識別・区域	期間
1	長野県鳥獣保護区・休猟区		通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、管長等が立入禁止とする場所		通年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（素材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収穫調査、巡視、測定等） 直営箇所（収穫調査、巡視）		R7.11.15 ～ R8.3.31
4	地方自治体等が有害鳥獣捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通年

＊その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実行している際は、十分に注意してください。
＊有害鳥獣駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
当該森林管理署等へご相談ください。

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
諏訪森林管理署等へご相談下さい。

本図は2万分の1地図を縮尺1/50,000に（倍率0.4）縮小図化し編集したものである。
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4 JHs 113」
国土地図株式会社